

2024 年 3 月 11 日

司法書士法人杉山事務所  
代表社員 杉山一穂 殿

適 格 消 費 者 団 体  
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡  
理 事 長 平 田 広 志  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号  
博多駅前1丁目ビル302号  
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302  
(本件に関するお問い合わせ先)  
担当者 弁護士 黒木和彰  
T E L 092-752-7878  
F A X 092-725-5353

## ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

1 さて、当機構が、貴事務所に2024年1月17日付で「貴法人の福岡市営地下鉄の広告表示に関するお問い合わせ」（消費者支援機構福岡発2023-031号、以下「お問い合わせ」という。）を送付し、同文書は、2024年1月18日に貴事務所に送達されています。ところが、貴事務所は、お問い合わせに対して何らの回答を行っていません。

他方、貴事務所は、貴事務所が当時掲載していた広告について、福岡市営地下鉄との間では、2024年3月31日まで掲載予定であったところ、これをお問い合わせ送達直後と考えられる1月25日にその内容を変更されています。この点について、当機構は、この貴事務所の広告内容の変更は、当機構がお問い合わせで指摘した不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）5条1項に該当する点を、自認されたものと理解しております。ところが、貴事務所は、当機構からのお問い合わせそれ自体には、何らの回答をせず、現在まで黙殺されております。

2 当機構は、貴事務所が、お問い合わせに対して何らの回答をなされていないこと、更にお問い合わせで指摘した景品表示法5条1項違反の広告を貴事務所のHPには掲載を続けていることから、景品表示法30条1項により、裁判手続で「当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」を求めべく、2024年2月21日に「消費者契約法41条1項に基づく事前差止請求書」（消費者支援機構福岡発2024-034号、以下「法41条書面」という。）を送付しました。法41条書面は、同月22日に貴事務所に送達されています。よって、当機構は、同日から7日経過後には景品表示法30条1項による請求が可能となっています。

貴事務所から、2024年2月28日付で「ご連絡」と題するファクシミリが送付されており、41条書面の内容については検討中であるとのこと、広告の一部は既に掲載を取りやめているものもあるとの連絡がなされています。しかし、当機構としては、上述のお問い合わせに対する貴事務所の対応等をあわせ考えると、景品表示法30条1項による裁判手続を執ることが必要であるとの判断を維持しております。

3 以上のとおり、当機構の貴事務所からの「ご連絡」に対する見解をお伝え致します。

敬具